

第39号議案

品川区特別区税条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和元年6月27日

品川区長 濱 野 健

品川区特別区税条例の一部を改正する条例

第1条 品川区特別区税条例（昭和39年品川区条例第48号）の一部を次のように改正する。

第10条第1項第2号中「または寡夫」を「、寡夫または単身児童扶養者」に改める。

第19条の2第1項中「同項第1号に掲げる寄附金」を「同条第2項に規定する特例控除対象寄附金」に改め、同条第2項中「第314条の7第2項」を「第314条の7第11項」に改める。

第23条中第7項を第8項とし、第6項を第7項とし、第5項の次に次の1項を加える。

6 第1項または前項の場合において、前年において支払を受けた給与で所得税法第190条の規定の適用を受けたものを有する者で区内に住所を有するものが、第1項の申告書を提出するときは、法第317条の2第1項各号に掲げる事項のうち施行規則で定めるものについては、施行規則で定める記載によることができる。

第24条の2の見出し中「扶養親族申告書」を「扶養親族等申告書」に改め、同条第1項中「同項の」を「同項に規定する」に改め、同項第3号を同

項第4号とし、同項第2号の次に次の1号を加える。

(3) 当該給与所得者が単身児童扶養者に該当する場合には、その旨

第24条の3の見出し中「扶養親族申告書」を「扶養親族等申告書」に改め、同条第1項中「第203条の5第1項」を「第203条の6第1項」に改め、「ならない者」の次に「または法の施行地において同項に規定する公的年金等（所得税法第203条の7の規定の適用を受けるものを除く。以下この項において「公的年金等」という。）の支払を受ける者であつて、扶養親族（控除対象扶養親族を除く。）を有する者もしくは単身児童扶養者である者」を加え、「同項の」を「所得税法第203条の6第1項に規定する」に、「同項に規定する公的年金等」を「公的年金等」に改め、同項第3号を同項第4号とし、同項第2号の次に次の1号を加える。

(3) 当該公的年金等受給者が単身児童扶養者に該当する場合には、その旨

第24条の3第2項中「第203条の5第2項」を「第203条の6第2項」に改め、同条第4項中「第203条の5第5項」を「第203条の6第6項」に改める。

第25条第1項中「によつて」を「により」に、「第23条第7項」を「同条第8項」に、「においては」を「には」に改める。

付則第3条の前の見出し中「寄附金控除額」を「寄附金税額控除」に改め、同条第1項中「によつて」を「により」に、「第314条の7第1項第1号に掲げる寄附金」を「第314条の7第2項に規定する特例控除対象寄附金」に、「地方団体に対する寄附金」を「特例控除対象寄附金」に、「地方団体（法第1条第1項第1号に規定する地方団体（同条第2項の規定により準用する

場合を含む。)をいう。以下この条において同じ。)に対する寄附金」を「特例控除対象寄附金」に、「地方団体の長」を「都道府県の知事または市町村もしくは特別区の長（次項および第3項において「都道府県知事等」という。）」に、「法附則第7条第8項」を「同条第8項」に改め、同条第2項および第3項中「地方団体の長」を「都道府県知事等」に改める。

付則第3条の2中「地方団体に対する寄附金」を「特例控除対象寄附金」に、「においては」を「には」に改める。

付則第3条の5の2第1項中「平成43年度」を「令和15年度」に、「平成33年」を「令和3年」に、「第5条の4の2第6項（同条第9項）を「第5条の4の2第5項（同条第7項）」に改め、同条第2項を削り、同条第3項中「第1項の規定の適用が」を「前項の規定の適用が」に改め、同項を同条第2項とする。

付則第3条の6中「第314条の7第2項第2号」を「第314条の7第11項第2号」に改める。

付則第6条第1項中「法附則第30条第1項」を「平成18年3月31日までに初めて道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第60条第1項後段の規定による車両番号の指定（第3項、第5項および第7項において「初回車両番号指定」という。）を受けた法附則第30条第1項」に、「当該軽自動車」が初めて道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第60条第1項後段の規定による車両番号の指定（以下この条において「初回車両番号指定」という。）を受けた月から起算して14年を経過した月の属する年度以後の年度分」を「平成31年度分」に改め、同条第3項から第8項までを削り、

同条第9項中「第30条第6項第1号および第2号」を「第30条第2項第1号および第2号」に、「第3項」を「次」に、「同条第1項」を「同項」に改め、同項に次の表を加える。

第2号ア	3,900円	1,000円
	6,900円	1,800円
	1万800円	2,700円
	3,800円	1,000円
	5,000円	1,300円

付則第6条第9項を同条第3項とし、同条第10項中「第6条第9項」を「第6条第3項」に改め、同項を同条第4項とし、同条第11項中「第30条第7項第1号および第2号」を「第30条第3項第1号および第2号」に改め、「以上の軽自動車」の次に「(ガソリンを内燃機関の燃料として用いるものに限る。以下この項および第7項において同じ。)」を加え、「第5項」を「次」に、「同条第1項」を「同項」に改め、同項に次の表を加える。

第2号ア	3,900円	2,000円
	6,900円	3,500円
	1万800円	5,400円
	3,800円	1,900円
	5,000円	2,500円

付則第6条第11項を同条第5項とし、同条第12項中「第6条第11項」を「第6条第5項」に改め、同項を同条第6項とし、同条第13項中「第30条第8項第1号および第2号」を「第30条第4項第1号および第2号」に、「第7項」を「次」に、「同条第1項」を「同項」に改め、同項に次の表を加える。

第2号ア	3,900円	3,000円
------	--------	--------

	6, 900円	5, 200円
	1万800円	8, 100円
	3, 800円	2, 900円
	5, 000円	3, 800円

付則第6条第13項を同条第7項とし、同条第14項中「第6条第13項」を「第6条第7項」に改め、同項を同条第8項とする。

付則第6条の2第1項中「、第7項、第9項、第11項および第13項」を「および第7項」に改める。

第2条 品川区特別区税条例の一部を次のように改正する。

付則第6条第1項中「および第7項」を「、第7項および第9項」に改め、同条に次の2項を加える。

9 法附則第30条第2項第1号および第2号に掲げる三輪以上の軽自動車のうち、自家用の乗用のものに対する第39条第1項の規定の適用については、当該軽自動車令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和4年度分の軽自動車税の種別割に限り、当該軽自動車令和4年4月1日から令和5年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和5年度分の軽自動車税の種別割に限り、第3項の表の左欄に掲げる同条第1項の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

10 前項の規定の適用がある場合における第39条第2項の規定の適用については、同項中「前項」とあるのは「前項（付則第6条第9項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）」と、「同項各号」とあるのは「同項各号（付則第6条第9項の規定により読み替えて適用される場合を

含む。)」とする。

付則第6条の2第1項中「および第7項」を「、第7項および第9項」に改める。

付 則

(施行期日)

第1条 この条例は、公布の日から施行し、第1条中品川区特別区税条例付則第3条の5の2の改正規定（同条第1項の改正規定を除く。）は、平成31年4月1日から適用する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 第1条中品川区特別区税条例第23条中第7項を第8項とし、第6項を第7項とし、第5項の次に1項を加える改正規定ならびに第24条の2、第24条の3および第25条第1項の改正規定ならびに付則第3条の規定
令和2年1月1日

(2) 第1条中品川区特別区税条例第10条の改正規定および付則第4条の規定
定 令和3年1月1日

(3) 第2条および付則第6条の規定 令和3年4月1日
(区民税に関する経過措置)

第2条 別段の定めがあるものを除き、第1条の規定による改正後の品川区特別区税条例（以下「新条例」という。）の規定中特別区民税（以下「区民税」という。）に関する部分は、平成31年度以後の年度分の区民税について適用し、平成30年度分までの区民税については、なお従前の例による。

2 新条例第19条の2ならびに付則第3条の2および第3条の6の規定は、

令和2年度以後の年度分の区民税について適用し、平成31年度分までの区民税については、なお従前の例による。

- 3 新条例第19条の2第1項および付則第3条の2の規定の適用については、令和2年度分の区民税に限り、次の表の左欄に掲げる新条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第19条の2第1項	特例控除対象寄附金	特例控除対象寄附金または同条第1項第1号に掲げる寄附金（令和元年6月1日前に支出したものに限り。）
付則第3条の2	特例控除対象寄附金	特例控除対象寄附金または法第314条の7第1項第1号に掲げる寄附金（令和元年6月1日前に支出したものに限り。）
	送付	送付または品川区特別区税条例の一部を改正する条例（令和元年品川区条例第 号）付則第2条第4項の規定によりなお従前の例によることとされる同条例第1条の規定による改正前の品川区特別区税条例付則第3条第3項の規定による同条第1項に規定する申告特例通知書の送付

- 4 新条例付則第3条第1項から第3項までの規定は、区民税の所得割の納税義務者が令和元年6月1日以後に支出する地方税法等の一部を改正する法

律（平成31年法律第2号。以下この項において「改正法」という。）第1条の規定による改正後の地方税法（昭和25年法律第226号）第314条の7第2項に規定する特例控除対象寄附金について適用し、区民税の所得割の納税義務者が同日前に支出した改正法第1条の規定による改正前の地方税法第314条の7第1項第1号に掲げる寄附金については、なお従前の例による。

第3条 付則第1条第1号に掲げる規定による改正後の品川区特別区税条例（次項および第3項において「2年新条例」という。）第23条第6項の規定は、同号に掲げる規定の施行の日以後に令和2年度以後の年度分の区民税に係る申告書を提出する場合について適用し、同日前に当該申告書を提出した場合および同日以後に平成31年度分までの区民税に係る申告書を提出する場合については、なお従前の例による。

2 2年新条例第24条の2第1項（第3号に係る部分に限る。）の規定は、付則第1条第1号に掲げる規定の施行の日以後に支払を受けるべき品川区特別区税条例第23条第1項に規定する給与について提出する2年新条例第24条の2第1項および第2項に規定する申告書について適用する。

3 2年新条例第24条の3第1項の規定は、付則第1条第1号に掲げる規定の施行の日以後に支払を受けるべき所得税法等の一部を改正する法律（平成31年法律第7号）第1条の規定による改正後の所得税法（昭和40年法律第33号。以下この項において「新所得税法」という。）第203条の6第1項に規定する公的年金等（新所得税法第203条の7の規定の適用を受け除く。）について提出する2年新条例第24条の3第1項に規定す

る申告書について適用する。

第4条 付則第1条第2号に掲げる規定による改正後の品川区特別区税条例第10条第1項（第2号に係る部分に限る。）の規定は、令和3年度以後の年度分の区民税について適用し、令和2年度までの区民税については、なお従前の例による。

（軽自動車税に関する経過措置）

第5条 新条例の規定中軽自動車税に関する部分は、平成31年度分の軽自動車税について適用し、平成30年度分までの軽自動車税については、なお従前の例による。

第6条 付則第1条第3号に掲げる規定による改正後の品川区特別区税条例の規定は、令和3年度以後の年度分の軽自動車税の種別割について適用し、令和2年度分までの軽自動車税の種別割については、なお従前の例による。

（品川区特別区税条例の一部を改正する条例の一部改正）

第7条 品川区特別区税条例の一部を改正する条例（平成29年品川区条例第28号）の一部を次のように改正する。

「(ウ) 四輪以上のもの

a 乗用のもの

営業用 年額 6,900円

第1条のうち第39条の改正規定中

自家用 年額 1万800円

b 貨物用のもの

営業用 年額 3,800円

自家用 年額 5,000円」

「(ウ) 四輪以上のもの

a 乗用のもの

営業用 年額 6,900円

を 自家用 年額 1万800円 に改め、付則第5条の次に5条

b 貨物用のもの

営業用 年額 3,800円

自家用 年額 5,000円」

を加える改正規定中

「 付則第5条の次に次の5条を加える。

(軽自動車税の環境性能割の賦課徴収の特例)

第5条の2 軽自動車税の環境性能割の賦課徴収は、当分の間、第1章第2節の規定にかかわらず、東京都が、自動車税の環境性能割の賦課徴収の例により、行うものとする。」

「 付則第5条の次に次の6条を加える。

(軽自動車税の環境性能割の非課税)

第5条の2 法第451条第1項第1号(同条第4項において準用する場合を含む。)に掲げる三輪以上の軽自動車(自家用のものに限る。以下この条において同じ。)に対しては、当該三輪以上の軽自動車の取得が令和元年10月1日から令和2年9月30日までの間(付則第5条の6第3項において「特定期間」という。)に行われたときに限り、第37条第1項の規定にかかわらず、軽自動車税の環境性能割を課さない。

(軽自動車税の環境性能割の賦課徴収の特例)

第5条の2の2 軽自動車税の環境性能割の賦課徴収は、当分の間、第1章第2節の規定にかかわらず、東京都が、自動車税の環境性能割の賦課徴収の例により、行うものとする。

2 東京都知事は、当分の間、前項の規定により行う軽自動車税の環境性能割の賦課徴収に関し、三輪以上の軽自動車が法第446条第1項（同条第2項において準用する場合を含む。）または法第451条第1項もしくは第2項（これらの規定を同条第4項において準用する場合を含む。）の適用を受ける三輪以上の軽自動車に該当するかどうかの判断をするときは、国土交通大臣の認定等（法附則第29条の9第3項に規定する国土交通大臣の認定等をいう。次項において、同じ。）に基づき当該判断をするものとする。

3 東京都知事は、当分の間、第1項の規定により賦課徴収を行う軽自動車税の環境性能割につき、その納付すべき額について不足額があることを付則第5条の4の規定により読み替えられた第37条の7第1項の納期限（納期限の延長があつたときは、その延長された納期限）後において知つた場合において、当該事実が生じた原因が、国土交通大臣の認定等の申請をした者が偽りその他不正の手段（当該申請をした者に当該申請に必要な情報を直接または間接に提供した者の偽りその他不正の手段を含む。）により国土交通大臣の認定等を受けたことを事由として国土交通大臣が当該国土交通大臣の認定等を取り消したことによるものであるときは、当該申請をした者

またはその一般承継人を当該不足額に係る三輪以上の軽自動車について法附則第29条の11の規定によりその例によることとされた法第161条第1項に規定する申告書を提出すべき当該三輪以上の軽自動車の取得者とみなして、軽自動車税の環境性能割に関する規定を適用する。

4 前項の規定の適用がある場合における納付すべき軽自動車税の環境性能割の額は、同項の不足額に、これに100分の10の割合を乗じて計算した金額を加算した金額とする。」

「2 自家用の三輪以上の軽自動車に対する第37条の5（第3号に係る部分に限る。）の規定の適用については、当分の間、同号中「100分の3」とあるのは、「100分の2」とする。」

「2 自家用の三輪以上の軽自動車に対する第37条の5（第3号に係る部分に限る。）の規定の適用については、当分の間、同号中「100分の3」とあるのは、「100分の2」とする。」

3 自家用の三輪以上の軽自動車であつて乗用のものに対する第37条の5（第2号に係る部分に限る。）および前項の規定の適用については、当該軽自動車の取得が特定期間に行われたときに限り、これらの規定中「100分の2」とあるのは、「100分の1」とする。」

改め、付則第6条第1項の表以外の部分の改正規定中「、「初めて道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第60条第1項後段の規定による」を「最初の法第444条第3項に規定する」を「改め、「平成18年3月31日までに初めて道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第60条第1項後

段の規定による車両番号の指定（第3項、第5項および第7項において「初回車両番号指定」という。）を受けた」を削り、「平成31年度分」を「当該軽自動車が最初の法第444条第3項に規定する車両番号の指定（第3項、第5項および第7項において「初回車両番号指定」という。）を受けた月から起算して14年を経過した月の属する年度以後の年度分」に改める。

第2条のうち付則第6条の改正規定を次のように改める。

付則第6条第1項の表を次のように改める。

第2号ア(イ)	3,900円	4,600円
第2号ア(ウ) a	6,900円	8,200円
	1万800円	1万2,900円
第2号ア(ウ) b	3,800円	4,500円
	5,000円	6,000円

付則第6条第3項から第8項までを次のように改める。

- 3 法附則第30条第2項第1号および第2号に掲げる三輪以上の軽自動車に対する第39条第1項の規定の適用については、当該軽自動車が平成31年4月1日から令和2年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和2年度分の軽自動車税の種別割に限り、当該軽自動車が令和2年4月1日から令和3年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和3年度分の軽自動車税の種別割に限り、次の表の左欄に掲げる同項の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第2号ア(イ)	3,900円	1,000円
第2号ア(ウ) a	6,900円	1,800円
	1万800円	2,700円
第2号ア(ウ) b	3,800円	1,000円

	5, 000円	1, 300円
--	---------	---------

4 前項の規定の適用がある場合における第39条第2項の規定の適用については、同項中「前項」とあるのは「前項（付則第6条第3項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）」と、「同項各号」とあるのは「同項各号（付則第6条第3項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）」とする。

5 法附則第30条第3項第1号および第2号に掲げる法第446条第1項第3号に規定するガソリン軽自動車（以下この項および第7項において「ガソリン軽自動車」という。）のうち三輪以上のものに対する第39条第1項の規定の適用については、当該ガソリン軽自動車平成31年4月1日から令和2年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和2年度分の軽自動車税の種別割に限り、当該ガソリン軽自動車令和2年4月1日から令和3年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和3年度分の軽自動車税の種別割に限り、次の表の左欄に掲げる同項の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第2号ア(イ)	3, 900円	2, 000円
第2号ア(ウ) a	6, 900円	3, 500円
	1万800円	5, 400円
第2号ア(ウ) b	3, 800円	1, 900円
	5, 000円	2, 500円

6 前項の規定の適用がある場合における第39条第2項の規定の適用については、同項中「前項」とあるのは「前項（付則第6条第5項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）」と、「同項各号」とあるのは

「同項各号（付則第6条第5項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）」とする。

- 7 法附則第30条第4項第1号および第2号に掲げるガソリン軽自動車のうち三輪以上のもの（第5項の規定の適用を受けるものを除く。）に対する第39条第1項の規定の適用については、当該ガソリン軽自動車平成31年4月1日から令和2年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和2年度分の軽自動車税の種別割に限り、当該ガソリン軽自動車令和2年4月1日から令和3年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和3年度分の軽自動車税の種別割に限り、次の表の左欄に掲げる同項の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第2号ア(イ)	3,900円	3,000円
第2号ア(ウ) a	6,900円	5,200円
	1万800円	8,100円
第2号ア(ウ) b	3,800円	2,900円
	5,000円	3,800円

- 8 前項の規定の適用がある場合における第39条第2項の規定の適用については、同項中「前項」とあるのは「前項（付則第6条第7項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）」と、「同項各号」とあるのは「同項各号（付則第6条第7項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）」とする。

第2条のうち付則第6条の2を削る改正規定を次のように改める。

付則第6条の2の見出しおよび同条第1項から第3項までの規定中「軽

自動車税」の次に「の種別割」を加え、同条第4項を削る。

付則第1条第2号中「に5条」を「に6条」に、「初めて道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第60条第1項後段の規定による」を「最初の法第444条第3項に規定する」を「平成18年3月31日までに初めて道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第60条第1項後段の規定による車両番号の指定（第3項、第5項および第7項において「初回車両番号指定」という。）を受けた」を削る部分、「平成31年度分」を「当該軽自動車が最初の法第444条第3項に規定する車両番号の指定（第3項、第5項および第7項において「初回車両番号指定」という。）を受けた月から起算して14年を経過した月の属する年度以後の年度分」に改める。

（説明）地方税法等が改正されたことに伴い、条例の一部を改正する必要がある。